

京都市風しん抗体検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風しんの発生及びまん延を予防するため、風しん予防接種を必要とする風しん感受性者を効率的に抽出するための抗体検査（以下「風しん抗体検査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(検査法)

第2条 風しん抗体検査の検査法は、原則として血清中の風しんウイルス抗体価を測定する赤血球凝集抑制法（HI ; hemagglutination inhibition法）とする。

(検査対象者)

第3条 風しん抗体検査の検査対象者は、京都市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠を希望する女性のうち、次のいずれにも該当しない者
 - ア 過去に風しん抗体検査を受けたことがあり、その記録がある者
 - イ 明らかに2回以上の風しんの予防接種歴がある者
 - ウ 検査等により風しんの既往歴があると診断された者
- (2) 前号に該当する者又は風しんの抗体価が低い妊婦（以下「風しん感受性のある妊婦等」という。）の同居者のうち、前号アからウのいずれにも該当しない者
- (3) 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち、次のいずれにも該当しない者
 - ア 平成26年4月以降に風しん抗体検査を受けたことがあり、その記録がある者
 - イ 風しんの予防接種歴がある者
 - ウ 検査等により風しんの既往歴があると診断された者

(検査実施機関)

第4条 風しん抗体検査の実施機関は、京都市風しん抗体検査協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）とする。

(検査申込方法)

第5条 風しん抗体検査を希望する者は、協力医療機関に直接申し込み、検査日を予約するものとする。

2 前項の規定により予約をした者は、検査日に申込窓口において、次の各号に掲げる検査対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める必要な書類を提示し、検査を受けるものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する者
健康保険証（住所の記載があるもの）、運転免許証その他の本人の住所が確認できる書類
- (2) 第3条第2号に該当する者
 - ア 健康保険証（住所の記載があるもの）、運転免許証その他の本人の住所が確認できる書類
 - イ 妊婦の母子健康手帳（風しん抗体検査の結果の記載があるもの）、抗体検査結果票その他の風しん感受性のある妊婦等の風しん抗体価を確認できる書類
 - ウ 妊婦の母子健康手帳、健康保険証（住所の記載があるもの）その他の風しん感受性のある妊婦等と同居していることが確認できる書類
- (3) 第3条第3号に該当する者
健康保険証（住所の記載があるもの）、運転免許証その他の本人の住所及び生年月日が確認で

きる書類

(自己負担金)

第6条 風しん抗体検査に係る検査希望者の自己負担金は無料とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、風しん抗体検査の実施に関し必要な事項は、医療衛生推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 風疹血清抗体測定実施要綱（昭和52年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。